

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき、令和6年2月1日付けで請求人に対して行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを2級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張し、手帳の障害認定を3級から2級に変更することを求めている。

身体障害程度等級3級とされたが、支えや掴まりがなければ、立ち上がり、起立位を保つことが困難、体幹の安定性の低下、立位・歩行時のバランス能力の低下による転倒のリスクがある、屋内歩行時はポールや手摺等必須、屋外歩行時は歩行器、付き添い必須（杖の使用不可）、常に不安なく安全にADL動作を行うことが困難。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月 7日	諮問
令和7年 8月18日	審議（第103回第3部会）
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨に照らして、提出された医師の診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載され

た医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には、処分庁が診断書の記載内容全般に基づき、客観的に判定を行うべきものである。

(3) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分は、次のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体幹の機能障害
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの
	2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説において掲げられた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとされている。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 請求人の機能障害について

本件診断書によれば、請求人の「障害名」は「体幹失調、四肢失調」、「原因となった疾病・外傷名」は「動静脈奇形破裂による小脳出血、中脳左背側虚血」とされており（別紙1・I・①及び②）、「参考となる経過・現症」及び「総合所見」として、令和5年4月にめまいと構音障害を発症し、同年5月に「動静脈奇形塞栓術＋摘出術」を施行し、入院によるリハビリを行ったが、小脳性の構音障害と失調性歩行が残存し、体幹の機能障害（失調）のために、つかまり立ちの状態でも自力では起立保持ができないと診断されていることからすると（同・④及び⑤）、請求人の機能障害（本件障害）は、体幹の機能障害と判断する

のが相当である。

(2) 請求人の障害等級について

以下、本件障害の程度について検討する。

本件診断書において、総合所見では「自力で起立保持が出来ない」とされ（別紙1・Ⅰ・⑤）、歩行能力及び起立位の状況では、歩行能力（補装具なしで）：「不能」、起立位保持（補装具なしで）：「不能」とされている（同・Ⅱ・三）。

一方、肢体不自由に係る「機能の著しい障害」とは、関節可動域が概ね30度以下のものをいい、徒手筋力テストで3（筋力半減）に相当するものをいうとされているところ（別紙2・第3・1・(3)）、請求人の体幹の関節可能域は、前後屈が65度、左右屈が35度とされ（別紙1・Ⅲ）、徒手筋力テストにおいては、体幹の前屈、後屈、左屈、右屈の筋力はいずれも、4、5（筋力正常又はやや減）相当と診断されている（同）。

また、動作・活動の評価では、「正座、あぐら、横座り」、「二階まで階段を上って降りる（手すり）」、「屋外を移動する（つえ、車いす）」が半介助とあること、「寝返りをする」、「足を投げ出して座る（背もたれ）」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり）」、「家の中の移動（壁）」が自立とあることから（同・Ⅱ・二）、座位保持能力及び支持性・運動性は一定程度保持されているものといえることができる。

以上を踏まえると、請求人の体幹の機能障害は、「体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの」又は「体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの」（障害等級2級）に至っているとまではいえず、「体幹の機能障害により歩行が困難なもの」（同3級）として認定するのが相当である。

なお、処分庁からの照会に対して、本件医師も「体幹3級、総合等級3級」との回答をしている。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、体幹の機能障害3級と認定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、手帳の障害等級を3級と認定されたことを

不服として、2級への変更を求めている。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された医師の診断書の記載内容に基づいて客観的になされるべきものであり（1・(2)）、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級3級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1及び別紙2（略）